

Title	安楽死と生命に対する権利 : ダイアン・プリティ事件
Author(s)	Byk, Christian
Citation	医療・生命と倫理・社会. 2005, 4(1-2), p. 14-25
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/9068
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

安楽死と生命に対する権利：ダイアン・プリティ事件

Euthanasia and the Right to Life - The Pretty Case

クリスティアン・ビック

Christian Byk

(パリ北高等裁判所副裁判長・フランス UNESCO 委員会委員、
法律学・生命倫理学)

生命に対する権利という概念は、人間にとって最も基本的な価値であり、法的な保護を受けるものである。それでは、生命に対する権利と安楽死(「よき死」への配慮)という概念は、どのような関連性を有しているのだろうか。

社会的に承認されている生命に対する権利から、死を望む権利が導き出せるであろうか。そのような法律上の議論は、非常に矛盾に満ちたものとなっている。ただし、安楽死を肯定する判決を、生命に対する権利によって安楽死が肯定された社会的に珍しい事件として、単純にみなした場合は別であるが。

ある人は、生命に対する権利こそが、安楽死を禁止するための対抗手段であると考えている。一方で、安楽死は、生命に対する権利にとってトロイの木馬、つまり、生命に対する権利には安楽死が含まれていると考えている者もいる。

このように、安楽死の問題は、生命のコントロールや、われわれにとって生命とは何を意味するのかという問題にまで発展するものである。死というものが、医療の対象となったことによって、はっきりと次のように考えることができる。つまり、われわれ人間の死に場所が、自宅から病院に移ってしまったということである。また、治療に多くの人間が関与することになったため、家族の存在はもはや重要でなくなってしまった。さらに、死に至るまでの期間は、段階的に分類されることになった。つまり、死期に近づくにつれて、病気治療への医療技術の関与が大きなものとなっているのである。

たしかに、このような死をめぐる様相は、耐え難く、また非人間的なものであると受け取られる。しかし、生に関して新しい考え方が適用され、昔ながらの儀式や慣習が廃れてしまったと考えるべきではない。それより、むしろ、医療というものが、本来の役割を逸脱してしまっていると考えるべきであろう。このように、医療の発展によって、生殖や寿命がコントロール可能なものとなっている。にもかかわらず、なぜ死期を選ぶことはできないのだろうか。

われわれは、死に関しては個人の自律を失うほかないのだろうか。自己決定権の範囲は、医療と社会の発展と共に拡大してきたはずである。自己決定権は、人権社会の象徴のはずである。それでもなお、人権法は、死に関して個人の自律の行使を尊大にも却下しているように見える。

たしかに、この沈黙は、人間の自由という点で、刑法が自殺を規制対象としていないことと同様、多くを物語っている。しかし、この沈黙には自由の肯定以上のことが含まれている。それは、人生の一部として思い通りの死を選ぶことについての議論を拒否している

ということである。プリティ事件の判決において、欧州人権裁判所は、「死ぬ権利は、生命に対する権利には含まれない」と判示した()。しかし同時に、安楽死の問題は、個人の自律の行使に関わる問題であることを認めた()。われわれが見るところ、それによって自殺幫助がある程度承認される道が拓かれることとなったのである。

・生命に対する権利によって、安楽死は合法化されない

あえて、安楽死を法律上の例外として解釈することができないであろうか。ダイアン・プリティ女史の裁判は、まさにそのことが争点となった。彼女は、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に罹患している。[訳注:ALSとは、運動神経が侵されて筋肉が萎縮していく進行性の神経難病。病気の進行にともない、体が動かなくなり、次第に会話や食事、呼吸もできなくなる。しかし、その一方で感覚や自律神経、頭脳は正常を保たれている。治療法は確立していない。]ところが、彼女の意識や思考能力は、通常人と同様に機能している。そのため、同病の末期症状における苦しみを回避するために、夫の介助による自殺を請願した。

しかし、英国司法当局は、夫による自殺幫助が、生命に対する権利への侵害行為として、逮捕の対象となるものと判断した[2001年8月]。そして、彼女は、同判断を不服として異議を申し立てた。もはや、この問題は、彼女の立場に同情するか否かといった、単純な性質の問題ではなくなっている。

そこで裁判所は、国内法が生殖に関する権利を定めているように、生命に対する権利が二つの側面を持っているか否かについて判断することが求められた。つまり、一つは、肯定的な側面として、生命に関して他人の干渉を禁止する権利である。もう一つは、否定的な側面として、尊厳に反する生き方を絶つことを許容することである。

しかし、裁判所は欧州人権条約第2条の内容は、生死についての自己決定権を含むものではないと判断した。また、同3条は、自殺志願の受入れを各国に強制するものでもないと判断したのである[2001年10月]。

A. 欧州人権条約第2条は、生死についての自己決定権を明示していない

自殺の志願は、死ぬ権利によって保障されているか否かについては、盛んに議論されている。一方、プリティ女史の夫による自殺幫助に対して、逮捕免除が請求されているが、英国司法当局はこれを却下している。同判断について、プリティ女史は、欧州人権条約が保障する「死ぬ権利」を侵害するものとして異議申し立てを行った。また、彼女は、英国司法当局の判断が正しいというならば、自殺幫助を合法化している参加国は、全部、条約違反をしていることになるとも主張した。

死ぬ権利の違反

ここで問題となってくるのは、司法当局が自殺幫助を不許可とした判断が、欧州人権条約第2条に違反するものか否かということである。なぜなら、同条において「何人も、生命に対する権利について保護を受けている」と明記されているからである。

彼女の主張によると、同条は、人間の生命そのものだけでなく、生命に対する権利も保

護するものであるとしている。それ故に、生命に対する権利には、個人の生死についての自己決定権を見出すことができるのである。

しかし、英国の司法当局は、これまで一貫してプリティ女史の請求を却下してきている。また、欧州人権裁判所は、同条内容の国内的实施を国家の義務としながらも、同条の解釈に当たっては、保守的で硬直した態度に徹している。

より積極的な義務としての欧州人権条約第 2 条

まず、欧州人権裁判所は、判決 [2002 年 4 月] を出すに際して、欧州人権条約第 2 条を限定的に解釈したり、厳格に解釈したりすることのないように努めた。そして、同裁判所は次のように判示している。つまり、「第 2 条の条文は、明らかに各国当局の恣意的な運用を規制したものである。しかし、同条は、殺人のみならず、過失致死の状況まで包含するものであると解釈されてきた。」ということである。

また、国家の義務とは、恣意的かつ非合法に生命が奪われることを禁止するだけに止まるものではない、という点も指摘している。

たしかに、人命が危険にさらされている状況においては、当局による積極的な危険防止策が講じられることになる。しかし、司法当局が、刑法違反行為に対する防止、抑制、処罰を行うに際しては、適正な手続が採用される必要があるのである。

国内裁判所は、オスマン対英国政府の判例を引用している。同判例は、原告によって、英国政府が死去した父親の生命に対する権利の保護を怠ったと、訴えられたものである。一方、欧州人権裁判所は、キーナン対英国政府の判例を引用している。同判例では、人権条約第 2 条は、精神障害を持った若年囚人が自殺しようとした場面で適用されている。

欧州人権条約第 2 条に対する国家の積極的な義務・介入は、対象となる人間が囚人などの場合、一層拘束力を持つものとなる。その一方で、引用された判例は、いずれも死ぬことを回避しようとする手段に関するものである。たしかに、第 2 条の生命に対する権利が、否定的な側面、つまり死ぬ権利を含むものと解釈した場合のみ、誰かを死なせるという施策を国家として採用することができるだろう。ところが、欧州人権裁判所は、このような解釈を却下している。

欧州人権条約 2 条は、不作為の権利を付与するか？

仮に、欧州人権条約第 2 条において、自らの生死を決定する権利が認められたとする。そうであれば、本人が自らその権利を実行することができない場合、同権利の実効には他人の助力が必要となる。プリティ事件は、まさにこの点が主張されている。つまり、プリティ女史は、第 3 者の幫助を得ても、自殺する権利があると主張しているのである。そして、そのような権利に対して国家が介入することは、欧州人権条約違反に該当するといえるのである。

英国上院では、欧州人権条約によって保障された権利は、作為的な権利として確立されたものであると解釈されている。しかし、欧州人権裁判所はこれとは違う解釈をしている。

欧州人権条約の条項の中には、作為の権利と不作為の権利という正反対の権利を同時に付与するものがある。例えば、第 9 条では、個人の思想・信条を表明する権利が付与されている一方で、その表明を強制されない権利も付与されているのである。また、同 11 条

では、結社に参加する権利と、それらに参加しない権利が付与されている。さらに、同 12 条は、結婚する権利と結婚しない権利を付与するものと解釈できる。

これらの条項は、何れも自由権に関連するものである。そして、欧州人権裁判所によると、個人が自由権を行使する場面では、自ずと作為・不作為という選択の余地が生ずるのである。しかし、すべての条項が、自由権に関連するものとは限らない。英国上院の意見では、同 3 条（拷問の禁止）、同 4 条（奴隷の禁止）、同 5 条（恣意的な拘留の禁止）、同 6 条（公正な裁判を受ける権利）などは、いずれも規定内容の実行（作為）が要求されている条項ということである。

死ぬ権利を承認した国々

欧州人権条約第 2 条の文言・主旨に関して、本質的な議論がなされない中で、同条に関して積極的な施策を推進している協約批准国が存在している。原告ブリティ女史が主張するように、これらの国々の存在を根拠に、同条の主旨を広く解釈することを正当化できるのであろうか。

それらの国には、オランダやベルギー等がある。これらの国では、第三者の幫助を得て自殺することが合法化されている。また、スイスの刑法においては、自殺の動機について、利他的なものか、利己的なものかが考慮されることとなっている。さらに、その他多くの国々では、末期患者の尊厳ある死の合法化が社会的な問題となり、大いに議論が盛り上がっている。そして、それら議論の結果、現行法を修正し第三者の自殺幫助を合法化すべきである、という世論を形成するに至っている。

ブリティ女史は、これらの議論の盛り上がりを期待していた。なぜなら、欧州人権裁判所がこれらの動きを重要視すれば、条約参加国間の政策にも変化が生じるものと考えたからである。現に、そのことについて、彼女は、「もし、欧州人権裁判所が死ぬ権利を認めないとする判決を出すならば、自殺幫助を合法化している参加国は、条約違反を犯していることになる」と明言している。

このように、ヨーロッパ内における考え方に、変化が生じていることは確かである。しかし、欧州人権裁判所が、生命に対する権利に関する解釈を修正するまでには至っていない。

たしかに、欧州人権裁判所は、生命に対する権利について本質的な域に踏み込んで判示している。つまり、「第 2 条は、『個人がいかに充実した人生を全うするか』という問題を取り扱うものではない」と判示しているのである。その上で、「第 2 条の『生命に対する権利』は、正反対の権利である『死ぬ権利』まで与えるものではない。死ぬ権利は、同条の主旨を歪曲して解釈することによって導き出された概念に過ぎない」と結論付けている。

欧州人権裁判所は、次のように考えている。つまり、個人の自由の下に行われる自殺や自殺幫助に対する刑罰を、各国がどのように実施するかについては、個人の自由と公共の秩序における比較衡量の問題であるとしているのである。つまり、合法化、非合法化の判断は、各国の裁量権に委ねられているのである。しかし、自殺幫助による安楽死を合法化している国が、欧州人権条約違反にあたらないからといって、英国のように合法化していない国が、欧州人権条約を違反しないと言えるものでもない。

なぜなら、欧州人権裁判所は、欧州人権条約第 3 条について言及し、「欧州人権条約の

全条項は、自殺に対する処罰を各国に促すものではない」と判示しているからである。

B. 欧州人権条約第3条は、生命についての自己決定に制約を課するものではない

プリティ女史は、次のことを一貫して主張している。それは、「英国が自殺について包括的に禁止していることは、何人たりとも尊厳に反する非人間的な取り扱いを受けないと規定している欧州人権条約第3条に違反するものである」というものである。

ところが、欧州人権裁判所は、この主張を却下している。その理由として、欧州人権条約第3条は、独立して解釈されるものではなく、同2条の趣旨との調和を考慮して解釈しなければならないとしている。

第3条の意味にはいかなる「治療」も含まれない

原告プリティ女史の主張によると、夫の幫助を得て自殺することが不法である、と英国当局が判断した背景には、次のような考えがあると主張する。それは、「彼女は病気の苦しみを受入れる必要があり、そのことが彼女にとって尊厳を保持することになる」という考えである。また、欧州人権裁判所は、次のように判示している。つまり、「欧州人権条約第3条に規定されているように、各国の司法権は、何人に対しても重大な危害を加えてはならないことになっている。そのような消極的義務が、同条によって各国に課せられている」というのである。

しかしながら、欧州人権条約第3条の重要性を考慮して、これまで柔軟な解釈がなされてきている。特に、同3条は同1条と共に、加盟各国に対して、その国民が欧州人権協約の定める権利と自由を享受すべく、積極的な政策を採用するような義務を課しているとされている。中でも、社会的弱者に対する、非人道的な扱いを禁止するような施策の必要性が指摘されている。

被告となった英国政府は、原告であるプリティ女史に対して、特に不当な取扱いをしたわけではない。一方、彼女は、政府から十分な医療を受けることができないという趣旨の訴えを提起しているわけではない。そして、欧州人権裁判所は、次のように判示している。「原告プリティ女史の立場は、D対英国政府の判例の場合とは違うものである。なぜなら、その判例は、エイズ患者のDが、英国本土からセント・キッツ島に隔離されたことで、十分な治療を受けることができなかったとするものである。そして、その原告は、公権力によって生命の危険にさらされたとして、英国政府を相手に訴訟を起こしたものである。」

しかし、プリティ女史の主張によれば、英国司法当局が、彼女の夫による自殺幫助を刑事罰の対象と判断したことは、非人道的で個人の尊厳に反する行為に該当するというのである。そのため、英国政府は、プリティ女史を末期症状の苦しさから保護する責任を負っているはずであると主張している。

欧州人権裁判所は、彼女の主張の趣旨に関して、欧州人権条約第3条を拡大解釈することによって導き出されたものであると見なしている。

つまり、欧州人権裁判所の意見は、英国上院の意見と次の点で一致しているのである。それは、先の英国当局が自殺幫助を不法とした判断は、合法的な条項解釈を経たものではない限り、欧州人権条約第3条における消極的な国家義務として位置付けることができない、とするものである。また、同裁判所は、たとえ国家が、積極的に人権を救済する義務を負

っていたとしても、プリティ女史が主張するような、病苦を緩和したりするようなもので含んでいないとしているのである。同裁判所が、このように欧州人権条約第3条を広く解釈したがることは、たしかに驚くべきことである。しかし、同2条の解釈との整合性を考えた場合、妥当なものであるというべきかもしれない。

欧州人権条約第2条との整合性ある同3条の解釈について

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第3条違反の訴えに対して、次のように判示している。

「欧州人権協約3条は、同2条と共に、同条約の最も基本的な条項の一つである。そして、欧州連合を構成する民主主義社会にとって、中核的な価値を持つものである。」さらに、「欧州人権裁判所が、欧州人権条約を解釈するに当たっては、大胆かつ柔軟な態度で行わなければならない。しかし、一方で、いかなる解釈も、同条約の基本的な主旨や、各種の人権保護の観点から一貫性を保持したものでなければならない」としている。

そして、欧州人権裁判所は、結論として「欧州人権条約第3条の解釈は、同2条の主旨と整合性を保持したものでなければならない。なぜなら、これまで両条項は、民主主義社会の中核的価値を反映しているものであるためである」としている。さらに、「欧州人権条約第2条は、何よりもまず、死刑やその他公権力が人命を奪う行為を禁止している。そして、公権力によって自殺が合法化されることも許可していない」としている。

その理由について、次のように述べている。つまり、「原告は、国家による積極的な人権救済義務は、国家による自殺の合法化も含まれていると主張している。しかし、そのような内容の義務は、欧州人権条約第3条から導くことができない」とするのである。

欧州人権裁判所は、このように判示しているにもかかわらず、原告の立場に一定の理解も示している。実際、プリティ女史の請求自体は却下されたが、本事件を契機の一つの判例法のようなものが形成されたのである。それは、欧州人権条約第8条が、はじめて個人の自律原則を法的に表現するものとして解釈されたこと、自殺幫助についての審議において生命の質（quality of life）が考慮されたこと、である。

・個人の自律および生命の質概念の承認

生命に対する権利というものは、われわれにとって最も尊重されるべき権利である。なぜなら、われわれは、生命なしには自由も諸権利も享受することができないからである。そのため、生命に対する権利と言えば、生命の保持や保護が最も基本的な構成要素となる。故に、生命に対する権利は、欧州人権条約第3条のように絶対的な権利として、実定法上も手続き上も特別な地位が与えられているのである。

それでもなお、同情のような感情はさておき、法制度は、病苦に喘ぐプリティ女史のようなケースに配慮することはない。その結果、人間の尊厳が侵害されることが、多々あるのである。

自由の行使によって個人と公の均衡が崩れることはない、と、欧州人権条約において規定されている。そうであるならば、自ら死を選ぶ自由について議論する必要があるのではないか。なぜなら、自身の生命を処分することが自由であるか否かの問題は、人権の中心的な価値に関連する問題であり、民主主義の根幹を構成するものであるからである。

欧州人権条約第 8 条に関する議論では、生命の処分と個人の自由が最大の争点となっている。なぜなら、「私的生活」という概念は、非常に広い範囲のものであるためである。しかし、それだけではなく、私的生活の追求の場面では、公共の秩序との衝突から、公権力による特別扱いの問題が生まれることになる。プリティ女史の場合が、まさにそうである。自身の生命の処分の自由を追求するためには、他人の助けが必要なのである。しかし、自殺援助を公共の秩序は許さない。まさに、ここで衝突が生じているのである。

欧州人権裁判所の判断によって、欧州人権条約第 8 条が、死期が迫った末期症状の患者の場合に適用可能と解釈することができるようになった。実際に、欧州人権裁判所は、自己決定権が、同 8 条を解釈する上で重要な概念であると明示したのである。ところが、この原則が実施される段階においては、刑法政策を理由に、あやふやで一貫しない適用がなされているのである。そのため、身体に障害を持った人々が、自律の権利を行使することに対して、特別な取扱いがなされ制限が加えられるのである。

A. 欧州人権条約第 8 条によって担保されている、個人の自律原則

たしかに、プリティ事件は、人権を考える上でのディレンマを具現化したものであり、事件の話題性もあって非常に注目に値する事件であった。しかし、ここではプリティ事件から離れて、欧州人権条約第 8 条によって担保されている、個人の自律の原則について考えてみたい。なぜなら、プリティ事件の裁判においては、同 8 条に関する判示された内容が重要であると考えられるからである。

プラグマティズム（実利主義）

欧州人権裁判所が、自由という概念を解釈する際、欧州人権条約との調和を重視する。このことに関しては、特に大陸法理論の立場からは、激しい批判が少なからずある。つまり、欧州人権裁判所は、私的生活について実利的な解釈を行うのである。しかも、年々そういう傾向が明らかに見られるのである。

欧州人権条約に関する判例法にもあるように、私的生活の概念は、非常に広い意味を持っているため、厳密な定義をすることができないのである。

実際、欧州人権裁判所は、私的生活について「人間の肉体的かつ精神的な不可侵性のことである」と指摘する。また、時として、個人の肉体的かつ社会的な独自性のことも意味するとしている。

性別認識、名前、性的志向や性的生活などは、欧州人権条約第 8 条によって保護されている個人に関する領域である。同 8 条は、自己発展や他者との人間関係構築の権利についても保障している。

個人が人生選択を行う場面においては、潜在的な範囲が存在する。また、個人の身体的・心理的不可侵性への影響および社会の組織への影響が存在する。このような潜在的な範囲や影響の存在によって、欧州人権裁判所は、同 8 条と、自己決定権という意味での個人の自由行使の概念を結合させたのである。

しかし、プリティ事件判決において、欧州人権裁判所は、同 8 条を根拠とする、新しい具体的権利については明言することを避けた。そのため、同 8 条を根拠とする、自己決定権に関する具体的な権利について述べた判例は、これまでのところないというのである。

コメント [S.11]: 以前、ピック氏が来日した際、integrity の意味を autonomy に近い概念であると説明されました。また、body integrity を身体の不可侵性と訳す場合があります。

にもかかわらず、欧州人権裁判所は、個人の自律の概念が、同 8 条によって保障されている重要な原則であると判示しているのである。

このように判示されている以上、第 3 者の幫助を得て行われる自殺の合法性について、個人の自律の原則に照らして検討される必要があるのではないか。

欧州人権条約第 8 条における「生命の質という概念」の意義

欧州人権裁判所が、欧州人権条約第 8 条から個人の自律が導き出されると断定すれば、プリティ事件における英国司法当局の判断も、不当な判断として無効とされる可能性はある。実際、過去に英国が中絶を不法と判断したことに対し、欧州人権委員会が不当として同判断の無効を命じたことがあったのである。

欧州人権裁判所は、生命の取扱いにおける自由には、肉体的に道徳的に有害で危険な行動も含まれていると述べている。したがって、当該行為が、健康や生命に危害を与える性質のものであっても、当該行為に対する各国政府の介入は、欧州人権条約第 8 条 1 項の主旨と衝突することになると述べている。

また、欧州人権裁判所は、治療行為について付帯意見を述べている。つまり、「インフォームド・コンセントを未実施のまま治療を行った場合、患者の身体の不可侵性に対する介入をおこなったことになる。そして、患者のそのような権利は、同 8 条 1 項によって保障されている」というのである。

しかし、ここまで述べてきたことを振り返ってみると、プリティ女史の裁判における争点は、同 8 条 1 項と関連性はないものであると考えられる。

原告のプリティ女史は、身体の神経細胞の機能が低下していく病気に罹患している。そして、病気の進行と共に身体的にも精神的にも大きな苦痛を受け続けることになる。そこで、病苦から逃れるために、夫の幫助を得て自殺することに決めたのである。

彼女の自殺の要望について、裁判所は踏み込んで述べている。すなわち、「プリティ女史が、自身の死期を早めようとする行為は、生活行動の一環として考えられる。そして、彼女は、そのような行為が尊重されるべきか否かについての司法的判断を請求することができる」というのである。

裁判所は、その理由について、「生命の不可侵性と個人の自由は、欧州人権条約における最も核心的な考えである。そして、生命が神聖であるとする原則は、欧州人権条約によって保障されている絶対的なものである。そのため、生命の質、つまり、個人が満足のいく形で生命を全うするという考え方は、欧州人権条約第 8 条 1 項によって尊重されることになる」と述べている。

生命の質という概念が濫用されることを回避しなければならない。そこで、裁判所は、同概念の適用範囲について述べている。つまり、「医学の進歩と共に、人間の寿命も延びている。そのため、多くの人々は、自らの尊厳に反してまで、無理やり延命治療を受けたくないと考えるようになっているのである」と述べている。

そして、「たしかに、プリティ女史は、自身の尊厳が侵害され、末期症状の苦痛に満ちた中で死んでいきたくないと考えているのに、法がその考えを妨害しているとみることができる。そして、彼女の私生活が尊重されなければならないことは、欧州人権条約第 8 条 1 項によって保障されている。しかし、英国政府の行為が不法であるまでは、現段階に

において断定することはできない」と結論付けた。

ただし、英国政府の干渉が、欧州人権条約第 8 条 2 項、同 14 条の主旨に反するものであるか否かについては、検討する余地がある。ところが、プリティ事件において、欧州人権裁判所は、第 3 者の幫助なしに自殺することができない状況に配慮することなく、刑事政策上の必要性を優先させてしまっているのである。

B. 一般的な判例と解釈される判決の回避

自殺幫助への規制が、私的生活の保護原則を侵害するものと考えた場合、当該規制の正当性が争点となってくる。つまり、私的生活の保護原則に対する介入を正当化するためには、公共の利益や合理性等が、当該規制に存在する必要となってくる。

しかし、欧州人権裁判所は、自殺幫助を取り締まる規制について、欧州人権条約第 2 条、同 8 条および同 14 条の主旨と整合性を保持していると判示した。

欧州人権条約 8 条 2 項の侵害に対する調停：融和的な裁判所

国家による規制が、民主主義社会において必要が否かを判断する際、欧州人権裁判所は次のことを考慮している。つまり、「ある程度の行政上の裁量権は、各国家に委ねられている」というのである。しかし、規制対象によって、その裁量権の広狭が決まってくる。例えば、個人の性的生活に関する領域への規制については、狭い裁量権しか認められないとしている。しかしながら、プリティ事件の場合は、このような場合にあたらないとされた。

英国政府は、自らの判断の正当性について、「原告のプリティ女史は、自殺を望んでいる一方で強度の障害者でもある。そのため、彼女は社会的な弱者として、公共の保護が必要であるとみなされるべきである」と主張している。これに対し、欧州人権裁判所は原告の主張に関心を抱いた。その主張とは、「他人の幫助による自殺を包括的に禁止する規制は、自分の置かれている状況を全く考慮していないものである。なぜなら、自分は自分自身の考えを知る精神的能力を持つ成人であり、圧力から自由であり、十分な情報を得て自発的に決定できる存在である。そのため、社会的弱者として政府から手厚い保護を受ける存在ではない」というものであった。

しかし、欧州人権裁判所は、彼女のそのような主張を却下した。同裁判所の判断は、英国上院とカナダ最高裁の考えと一致しているものである。つまり、国家には、他人の生命や安全に危害を加えるような行為に対する、包括的な取締り権限が与えられているというのである。そして、危害の大きさが大きいほど、個人の自律原則に対して規制が設けられ、公共の秩序維持が優先されるのである。

ここまで見てきたように、欧州人権裁判所の考え方は、柔軟で画期的なものであった。しかし、同裁判所が出した結論に対しては、2 つの疑問点が浮かび上がってくる。

欧州人権裁判所の判断に矛盾があるということが、第 1 の疑問点である。

欧州人権裁判所は、原告のプリティ女史が、弱者の立場に分類されるものではないと明言しながら、英国政府の弱者保護の裁量権を正当なものと判断しているのである。

欧州人権裁判所は、「本件のような場合、法規制というものは、社会的弱者、とりわけ意思決定不可能な状態の者の生命を保護するような内容でなければならない。」と述べている。しかし、同裁判所は、このような陳述の主旨と、プリティ女史が置かれた状況に隔たりが

存在することに気がついた。そのため、「末期症状に苦しんでいる個人は、多種多様に存在する。しかし、その多くは社会的弱者である。そして、彼らが社会的弱者であるが故に、法規制の根拠が政府に与えられているのである」と当惑気味に述べた。

その上で、次のように判示した。それは、「自殺幫助を包括的に禁止する規制が緩和されるかどうか、例外措置が認められるかどうかについての判断は、まず国家の裁量権の範囲内にある」とするものであった。

しかしながら、裁判所は、「裁判所の判断は、事件の事実のみ拘束されるべきではない」という批判が必然的に存在することに気づいていた。そこで、「たしかに、抽象的な意見を述べることは、欧州人権条約第 34 条に定められた当裁判所の役割ではない。欧州人権条約を個々の事件の具体的事実に適用することこそが、当裁判所の本分とするところである。しかしながら、個々の事件について出された判決は、大なり小なり、先例として法的拘束力を持つ。しかし、プリティ事件における判決は、理論的であれ実践的であれ、後の判例を拘束するようなものではない」と、予想通りの返答をした。

たしかに、各国政府は広範な行政上の裁量権を有している。しかし、過去において、欧州人権裁判所は、生命に対する権利の保護を目的した、アイルランド政府による規制に対して、欧州人権条約に違反するものであると判断したこともある。ところが、今回のプリティ事件の場合は、そのような判断は示さず、自殺幫助を例外的に合法化することも認めなかった。これは、おそらく、プリティ事件が非常に微妙な判断を要する内容のものであったためであろう。

たしかに、欧州人権裁判所が出した判決は、柔軟な思考（ご都合主義的とも思われるが）に基づいて、欧州人権条約の原則を逸脱しないものとして正当化することができる。しかし、判決理由と原告の訴えを却下した点に矛盾を感じる。

第 2 の批判点は、第 1 の批判点ほど根本的なものではない。というのも、欧州人権裁判所が出した判決の内、結論部分に批判する根拠が存在するからである。

ここで注目したいのは、英国の司法当局が、特定の場合において、ある程度柔軟な法運用を行うことがあるということである。例えば、1981 年から 1992 年にかけて、安楽死に関する事件は 22 件存在している。しかし、その内、実際に殺人罪扱いとなったのは、1 件のみに止まっているのである。

生命に対する権利の重要性を、法律にどの程度反映させるべきかについての判断は、専ら欧州人権裁判所に委ねられている訳ではない。

差別的な取り扱いと終末期における個人の自律原則

たしかに、自殺幫助は一般的に禁止されている。しかし、プリティ女史のように身体に障害を持った者は、第三者による幫助なしに自殺することさえできないのである。そして、そういう状況を理由にして、彼女は通常人と根本的に違う存在として取扱われることになる。そのため、結果的に特別な取扱いを受け、自由の行使が制限されることになるのである。

原告が訴える特別な取扱いとは、通常人と全く違った取扱を受けることではない。あくまでも、彼女の特異な立場や状況を考慮に入れて、自由の権利を正しく行使できるように取扱ってもらいたいということである。

欧州人権裁判所の見解によると、「たしかに、原則として、公平で合理的な正当性が存在しないのに、通常人とは大きく違う状況にある者を特別に取扱うことはできない。しかし、健常者と自殺不可能なほどの身体的障害を持った者を、法的に区別しないことに対しては、公平で合理的な正当化根拠が存在する」ということである。

自殺幫助を禁止する規制が、欧州人権条約第8条2項において合法と判断されたことを引用して、欧州人権裁判所は、次のように判示した。つまり、「自殺可能なものと他人の幫助なしに自殺できない者を法的に区別しないことも、同じ理由によって、欧州人権条約14条において合法である。つまり、両者を区別する境界線は、微妙なものとなる場合がしばしばである。そして、自力で自殺できない者を法律上の例外扱いとすることは、生命の保護という概念を著しく侵食することになる」という結論を出したのである。

そして、裁判所は、「自殺幫助に対する免責請求は、公共性に非常に大きな影響を与えるため、英国司法当局が同請求を却下した判断について、恣意的であるとか不合理であるとかまで言うことはできない」と判断しているのである。われわれは、もうこれ以上踏み込んで検討する必要はない。

結語

ブリティ事件裁判は、生命に対する権利と安楽死の関係について、一石を投じるものであった。

つまり、欧州人権条約における生命に対する権利は、特殊な性質を持った権利であることが明白となったのである。そして、生命に対する権利とは、生命を保持する権利であるとしか解釈することができないとされた。一方で、同権利の下、各国家には積極的な義務が課せられている。なぜなら、人間の生命から、人間の尊厳や身体の不可侵性という概念が導き出されるからである。しかも、それら概念は、欧州人権条約第2条によって保障されたものであるため、ほとんど絶対的な権利であると言えるのである。

ブリティ事件裁判の重要性は、今後益々大きくなっていくであろう。同裁判では、個人の自律原則が、欧州人権条約8条によって保障され、私的生活概念の中核的価値を構成するものとして理解されたのである。さらに、「生命の質」に関連する選択の重要性が承認され、本件では生の終焉における選択が承認された。そして、彼女の訴訟上の請求は、「身体的な障害を持っていても、精神的対応能力があれば、生命に対する権利によって第三者の幫助による自殺が認められる」というものであった。にもかかわらず、欧州人権裁判所は、原告の請求を却下した。つまり、生命に対する権利が、実効的な権利として運用されるか否かは、もっぱら各国政府の裁量権に委ねられているとしたのであった。この点に、大きな非難が集中している。

ブリティ女史の請求を認めた場合、欧州人権条約についての新しい解釈を生むことになったであろう。事実、大きな社会的問題を含んだ事件であっただけに、各種メディアは、その判決結果に注目していたのである。そのため、欧州人権裁判所は、自ら出す結論の重みに恐怖を感じていたのである。そこで、同裁判所は、思い切った内容の判決を出すのを控えたのである。結局、生命に対する権利の運用については、各国政府に広い裁量権が認められることになったのである。そして、英国政府の判断が「裁量権の範囲に止まるものである」とされたのである。

しかし、欧州人権裁判所が、このような判決を出したこと自体、一つの新しい前例を作ってしまった、と捉えることができるのではないだろうか。

（訳：岩江荘介）

【付記】

本稿は、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室と研究交流を続けているクリスティアン・ピック氏より、特別に寄稿していただいた英文原稿の全文訳である。ただし、原文にある注（おもに判決に関連する文献・資料の参照）および参考文献一覧は省略した。なお、本件と深く関連する「欧州人権条約」の日本語訳は、下記 URL で読むことができる。<http://members.at.infoseek.co.jp/transnews/echr-j.htm>